

平成30年11月定例会 環境対策特別委員会(付託)

平成30年12月17日(月)

[委員会の概要]

木下委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

なお、理事者各位に申し上げます。当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【説明・報告事項】 なし

板東県民環境部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

木下委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

高井委員

本日は、日本ジビエサミットが来年、徳島で開催されることになりましたので、まずその件についてお伺いをしたいと思っております。今聞いているところによりますと、平成31年1月24日から26日まで、第5回目となる日本ジビエサミットが徳島で開催されることが決まり、大変良かったなと思っております。この件についてまずはどのような中身と申しますか、概要を御説明いただきたいと思っております。

原ふるさと創造室長

ただいま高井委員から第5回日本ジビエサミット徳島大会の概要について御質問を頂きました。まず日本ジビエサミットにつきましては、鳥獣被害対策や捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用するジビエの普及振興を図ることを目的といたしまして、一般社団法人日本ジビエ振興協会の主催で、平成26年度から開催しております。これまで鳥取県を皮切りに、福岡県、和歌山県、昨年度が鹿児島県で開催され、今回が5回目の開催になるところでございます。

今年度は先ほど委員からもありましたが、来年1月24日から26日の3日間、「国産ジビエ認証制度元年動き出したジビエの最前線」をテーマに、四国初となる徳島県での開催に

向け、現在鋭意準備を進めているところでございます。

この度のサミットでは、大会初日に三好市東祖谷の獣肉処理加工施設におきまして、座学による研修会、それから解体処理の見学会を開催するとともに、それと並行しまして、徳島市の調理師専門学校におきまして、プロ向けのジビエ料理セミナー、こういったものを開催することとしております。

また2日目、3日目でございますが、徳島グランヴィリオホテルを会場に、ジビエ料理コンテストの表彰式をはじめ、有名ソムリエの基調講演や、国の政策などを紹介する特別講演、それからジビエに関する最新情報や優良事例などを発信するセミナーを開催することとしまして、県内外の狩猟者、獣肉処理業者をはじめ、外食事業者、自治体関係者、教育関係者など約500名の参加を見込んでいるところでございます。

展示を除く全てのプログラムで事前予約、申込みが必要でございまして、主催者である日本ジビエ振興協会ホームページにおきまして、先週の金曜日、14日から参加者の受付を開始したところでございます。

当委員会の委員の皆様方にも是非、講演会、セミナー参加にお申込みいただき、御参加いただきたいと存じます。県といたしましては、このサミットを契機といたしまして、捕獲から消費まで一貫したジビエ^{じびえ}倍増徳島モデル、これを全国に発信いたしまして、安心安全で魅力ある阿波地美^{あはぢみ}を国内外にPRするとともに、更なるジビエの消費拡大にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

高井委員

祖谷のほうにも有害鳥獣の処理施設ができておりますので、そこへ多くの関係者というか、詳しい方々に来ていただいて、その施設を見ていただいて更なる研修をしたり、地域に訪れていただいて状況も把握していただく、そしてそのジビエの利用法についても、いろいろと検討も重ねていただけるというのも、三好にとっても、私たちにとっても非常に有り難いことだと思っております。何といたっても徳島県内、広く山間部は特に有害鳥獣の被害に非常に困っております。皆さん、板野も出ますね、サルもね。街中にも今はぐれザルも出てきたりして、人に害を及ぼしたり、いろいろな問題が起きているわけですが、何と言っても山間部は農業被害がとて。農林業ですね、シカに芽を食べられたりもするので、植生帯も変わったりするので、非常に農産物の被害が多く大変困っているところであります。

その一環としては、駆除したシカを利用してジビエとして更にそれを売り出したり、食べることに使ったり、有効利用することは非常に価値あることだと思っておりますし、5回目ということで、節目の時にジビエサミットが開催され、更にこれでジビエというものに対する理解、県内でもまだまだ食べたことがないという方や見たことがないという方もおいでますので、理解が深まるということは有り難いことだと思っておりますし、これで販売量とかいろいろな販路にうまく乗せていく、捕ったシカを処理したり、それがもうかるような仕組みに本当はなっていくことが理想ですが、なかなかそれまでは、まだまだ力が掛かるだろうというふうに思っています。そういう中で、テーマとして国産ジビエ認証制度元年と、動き出したジビエの最前線ということが掲げられていますが、今、本県の認証への取組状況はいかがなものでしょうか。

原ふるさと創造室長

ただいま国産ジビエ認証制度への本県の取組についてということで、御質問を頂きました。まず、国産ジビエ認証制度でございますが、より安全なジビエの提供、消費者のジビエに対する安心の確保を目的といたしまして、適正な衛生管理や流通等を行う獣肉処理加工施設にお墨付きを与える制度といたしまして、本年5月に国において制定されたところでございます。

今回の認証制度につきましては、衛生管理基準やカットチャートによる流通規格の遵守、それから適切なラベル表示によりますトレーサビリティの確保、こういったことを適切に行うことが義務付けられますことから、認証マークの使用による製品の保証、消費者への安全安心のアピール等のメリットがございます。国民に対しましてジビエの認知と消費に弾みが付くものと考えております。

こうした中で、日本ジビエサミット徳島大会に向けまして、県内の獣肉処理加工施設の中で最も処理頭数が多く、既に捕獲から流通までのデータ管理が整っている、高井委員の地元である三好市の獣肉処理加工施設「祖谷の地美栄」が、認証機関であります日本ジビエ振興協会に対して、本年10月上旬に国産ジビエ認証の申請を行ったところでございます。

認証の第1号でございますが、京都府の京丹波町の施設が9月7日に取得しておりまして、祖谷の地美栄におきまして、去る11月29日に現地検査を終えまして、早ければ徳島大会開催までの認証を目指しているところでございます。

県におきましては、引き続き阿波地美栄処理衛生管理ガイドラインに基づきまして、鹿肉等の有効活用と、安全性の確保に努めるとともに、今後国産ジビエ認証マークのついた安全安心な阿波地美栄を県内はもとより、大都市等消費地に供給する体制を、しっかりと構築してまいりたい、そのように考えております。

高井委員

うまく認証できれば、そのジビエの日本サミットまでに間に合うような認証が頂けるといことは、大変有り難いことです。そうしたら、全国で2例目ということになるんでしょうか。先ほど紹介のあった京都に続いて、徳島県は2番目ということで、県内の施設がそうして認証されることは大変有り難いことですし、弾みになると思います。そして私も一度祖谷に見に行っただのですが、捕ったシカは使える部位が少ないので、どうしてもうまく値段的にも使うためには、赤字にならないようにするためにも、ぎりぎりの値段のところで売るわけですが、やはり普通の牛や豚や鶏に比べて、高く設定されてしまいますので、なかなか量がどんどんはけていかない、またうまく販路にまだ乗せることができないということが、大きな悩みでありまして、少しずつは最近また出ていっているようではあります。なかなかまだうまく回転に乗っていないので、こうした認証も機に、いろいろな所で利用が拡大されていけばいいかなと思います。

実は長野県のほうにも視察に行っただのですが、小諸市のほうでは2015年ですか、地方創生推進交付金事業を使って、シカをペットフードに利用するための施設整備、小諸市野生鳥獣商品化事業というところに応募して、それで事業対象に選ばれて、こうしたことも進めているようであります。

美馬でもペットフードにする会社に取り組んでくれているようですが、やはり、ペットも家族の一員として、とても大事にしている方々は、栄養価が高いシカのペットフードはワンちゃんや何かにとてもいいというふうに言われているようであります。少々高くても大事なペットに使いたい、買いたいという人の需要もあるようであります。ただ、その鹿肉の生産ロットと言いますか、きちんと取れる部分が少ないので、なかなか多様に供給することができなかったり、ペットフードに加工するまでにまだ手間なり、いろいろなものが掛かるようで、トータルではどうしても高くなってしまって、作れば作るほど赤字になるらしく、いろいろな課題があるようですが、うまくいろいろな工夫をしながらこうした事業も推進をしていけば、ますますこうした利用につながっていく、それで山に入る収入のほうにもつながっていくのではないかなと考えております。

シカやイノシシは食べられたり、いろいろこういうことに利用できるのですが、問題は、サルです。サルに本当に、山の人たちは困っていますし、うちのほうにも出てきます。住宅の近く、三好に三縄小学校があるんですが、三縄小学校を訪れると壁にいろいろ手書きの紙が貼ってあって、サルが入ってくるので必ず鍵を掛けてくださいと。戸を閉めているだけでも鍵を開けて入ってくるようで、非常にサルが多い。池田なんですが、サルがとても多くて、サルだけでなく、いろいろなハクビシンからタヌキからアライグマからカラスから本当に三好のほうはいろいろな動物がいっぱい来ます。

野菜を幾ら作っても、^{おり}檻やいろいろネットもきちんと張ってはいるんですが、ハクビシンとかイタチは細いのでその隙間から入って全部トウキビも食べられてしまったり、芋も全部食べられたりということで、泣く泣く農作業している方も非常に多いわけです。でも、どうすれば取られないんだろうというふうに対策を講じるため、更にネットを張ったりいろいろ網を立てたりするのもかなりお金が掛かりますし、電柵の補助もしてはおりますが、やはりそうしたこともどんどん被害が増えていく一方で、なかなか費用もかさんでいくという現状があります。

もちろん猟友会の人も、サルを捕ったりイノシシもシカも捕ってはくれているんですが、多分その捕獲数もどんどん増加して結局、自治体のほうも、捕ったものに対して補助を出すのにも量が捕れれば捕れるほどどんどん金額も増えていきますし、また、駆除したその個体を処分しなくてはいけないので、焼却の費用であったりそうしたものも増えてきているというふうに思います。

もちろん、全国的な課題ですので、国のほうでもいろいろな対策を講じているわけですが、結局、サルにおいては、捕獲するしかないと言いますか、捕まえてからもなかなかそれを利用するすべは無いので、捕獲しなければならないと。しかし、彼らはとても賢いので、食べ物が無くなったら次の所へ移動しているらしく、今年は来た、今年は来なかったとか、地域の皆さんに聞いてもばらつきがあったり、はぐれザルが来る所は非常に悪さをするので困ると、しかし団体で来る所は全部何もかも取られるということで、危害も及ぼすし、私なんか聞いても、向こうは見ていますし、多分女だと分かっているんでしょうね。全然おびえも逃げもしないし、誰か男性と一緒にいけば逃げるんですが、非常になめられているなというのを感じるようなことが、うろうろしていたらよくあります。

そうしたわけで、サルというのは非常に手がつけにくいというか、捕る以外何も方法が

無いのかもしれませんが、県でもいろいろなサル対策、有害鳥獣対策を講じていると思います。サルの捕獲事業と言いますか、サルにおけるいろいろな対策において、現状でやっていることや功を奏している取組があれば教えていただきたいと思います。

勝間消費者くらし政策課長

ただいま、高井委員から、ニホンザルの対策についての県の取組ということで御質問いただいたところでございます。危機管理部では、個体数の管理ということで県下全域のサルの対策というものを実施しているところでございます。被害を見てみますと、農作物の被害につきましては、昨年度、果樹や野菜が中心となりまして、約2,000万円程となっております。また、家屋への侵入のような生活被害、さらには、かみつき、ひっかきなどの人的な被害というものも出ているような状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、我々県といたしましては、平成26年度にニホンザルの適正管理計画というものを策定し、取組を進めているところでございます。この計画につきましては平成28年度に改定をいたしまして、第2期の部分を平成29年度から平成33年度までの期間ということで、今、実施をしているところでございます。この中では、今現状、先ほど言いましたような被害もたらずような加害群が最大170群れぐらいいるのではないかと、個体数としては最大6,800頭ぐらいいるのではないかというふうに言われておりますので、これを平成35年度までに加害群の数を半減していきたいということで、目標を掲げて取組をしているところでございます。

サルの捕獲数につきましては昨年度1,388頭という捕獲数になっておりまして、ちょうど10年前の平成19年度の数字を見ますと446頭ということでございますので、大体3倍ぐらい増えているというところでございます。ただ、注意すべきは、サルの場合はやみくもに捕獲をするということになってまいりますと、その群れを潰しても他の群れが入ってきてしまったり、あるいはその群れ自体が分散をしてしまうというような問題もあるところでございます。

そこで、適正管理計画におきましては、害をもたらず群を特定をいたしまして、どういった被害をもたらずのかという加害レベルというものに応じた管理を行うこととしておりまして、その加害レベルに応じて例えばその個体を捕獲する、あるいは群れの50パーセントを捕獲する、あるいはやはり全体を捕獲しないと駄目だなというような区分をして取組を進めているところでございます。

私ども危機管理部のほうでは、平成27年度からニホンザルの適正管理事業といたしまして、まずは生息分布、加害レベルの詳細を把握するというところで、県民の方々、地域の方々に御協力いただきまして、目撃情報等々を集約する、これは出没カレンダー調査と言っておりますけれども、そういった調査を行っておりましたり、それから、捕獲したサルにGPSを装着いたしまして、その行動範囲、出没箇所等々をしっかりと調査をしているところでございます。

また、個体数自体を調整をするということで、大型の捕獲檻^{おり}を設置いたしまして集中捕獲をし、その捕った分については安楽死をさせていくというような取組、あるいは避妊薬投与による繁殖抑制というものも行っているところでございます。

私どもといたしましては、ニホンザルによる被害を防止するためにも適正管理計画に基

づきまして、着実に個体数管理を行いたいというふうに考えているところでございます。

高井委員

あらゆるいろいろなことを検討していただいているし、正に、今、課長がお答えいただいたことがいろいろなことの中で有効なんだろうと思いますが、それを聞くだけでも大分手間も掛かりますし、お金も掛かるなというふうに改めて感じます。

本当にサルの繁殖抑制の話もありましたが、どうも最近、サルは、大根とか白菜とか玉ねぎとかまで食べているので、非常に昔より栄養状態が良くなっているのが長生きしたり、繁殖する頭数が増えていっているのではないかというふうなことも危惧します。

今、空き家も山に多いです、サルがいっぱい固まっているということで、どこに住んでいるんだろうと思って見るんですが、ひょっとしたら空き家に入り込んで住んだりもして居るのではないかなという感じもするぐらい、割とふくふくと太ったおサルさんが多かったり子連れザルもよく見掛けますので、背中に前に抱え付いたり背中につかまえ付いていたりして、かわいいと言えればかわいいのですが、すごく器用な感じで走り回っていて栄養状態が良さそうな感じのサルが多くて、非常にそこら辺も危惧します。

何か、昔は3年に1匹ぐらい増えるような感じだったらしいですが、今は毎年1匹ずつ生んだり、また、食べるものが良くなったらそれこそ人間でも野菜を食べようという運動があるぐらいですから、サルも野菜をいっぱい食べたらかなり体の状況も昔よりは良くなっているんだろうと思いますので、頭数も増えていっているのではないかなと感じます。

今、お話があったように県内に6,800頭ですか、サルがいるのではないかということを考えると、多分つるぎ町の人口が7,000人ぐらいですから、結構それぐらいの規模でサルがおるのだなあとと思うとヒヤーと思いました。おっしゃったとおり、全部、駆逐するわけにもいきませんし、管理とその加害ザルをどう低減させていくかということは、非常に難しい課題だと思いますが、今ほど、お答えいただいたいろいろな手段を講じて、できるだけ山里に下りて来ないように、個体数がそう増え続けないようにするための策を講じていただきたいなと思います。

農山村でやっぱり何といても人口がいなくなって過疎が進んでいる中で、昔は野生動物にとっては、人がいる所は怖かったですし、多分食べ物があると思ってもなかなか下りて来なかった、それが人が少なくなってお年寄りの何組かしかいなくなった、そうすると、サルやいろいろな野生動物にとって、下りて来やすい、容易に餌が手に入る、怖くない場所だということが認識されれば、そうしてどんどん山里に下りてきて、それを取るようになる。動物ですので悪い意識とかは無く、容易に餌が取れる所に、怖くない所なので行こうというふうに自然の流れでなっていくんだろうと思いますので、やはり、山里に下りて来ることは危険だということを動物にも知らせるとともに、やっぱり、捕獲していくという事業は大事だと思います。

これからも、いろいろな猟友会の方も人数が減っておりましたり、いろいろな環境状況があり、特に、サルを銃で撃つのはやはり街中、人がいる山里ではできませんので、また難しいかと思いますが、いろいろ檻おりを使ったり罠わなを使ったりする対策も県のほうでもやってくれていますが、そうしたことも処理費用おしりというか対策費用もかさんでくるとは思いますが、やはりある程度の頭数を減らしていかないと農業被害はどんどん広がる一方ですの

で、引き続きの対策をよろしくお願ひしたいと思っております。有害鳥獣対策については以上でございます。

もう一つ、ちょっと別の件をもう1点だけ、質問させていただきたいと思ひます。生物多様性のほうにまいります。そうした生態系の問題の中で野生鳥獣が、その生態系に影響を及ぼすのも大きな問題ではありますが、それとまた相まって、人間のほうもいろいろな生態系を守ろうという活動を展開をしております。そうしたグループが各地域にありますけれども、この度、国連のほうから表彰された、私の地元には黒沢湿原を守ろう会という会がありまして、黒沢湿原は非常に生物の多様性に富んだ場所であるということが、かねてから分かっておりまして、守っていこうという活動を地域の地元の方々が展開をしてくれています。その黒沢湿原を守ろう会は特に、NPO法人の認証を取ったり、何かという資格を取ったりではないのですが、有志の方で集まって、特に、大事な植物であるサギソウを守っていく活動を主にスタートをしてやっていたわけではありますが、今や自然に自生するサギソウはなかなか無くて、私たちもそのサギソウの植え付け活動と一緒に参加しております。地元のライオンズのほうに入っておりますので、そこと一緒になって、三縄小学校の小学生と一緒にサギソウの苗を育ててそれを黒沢に植え付けに行くという活動もしておりますが、そうしていかなければサギソウが自然に生えることができないような状況にすら、環境が変わってしまったという現状があります。

その黒沢湿原を守ろう会の皆さん、長い間、どこからもいろいろな支援、経費的な支援も無くコツコツ頑張っておられたわけではありますが、そこがこの度、国連のほうから表彰をされました。国連生物多様性の10年日本委員会という委員会がありまして、そこからこの黒沢湿原を守ろう会が表彰を受けました。それとともにもう一つ、イシマササユリの、阿南のほうのササユリの保護をしている、保存している団体の方も、同じく表彰を受けられたわけではありますが、こうした、生物多様性条約に沿った活動をしている地域の企業であったり行政もそうですが、地域の団体などの活動というのは非常に大事でありまして、県のほうでも是非、こういうところにいろいろと目を行き届かせて地域の活動と連携をしながら、生物多様性保護のために頑張っていたいただきたいと思うのですが、まずこの国連生物多様性の10年日本委員会、国連のほうから表彰を受けたことについて把握しておられますでしょうか。

河崎環境首都課長

この国連表彰につきましては、民間団体に対する御通知があったということで、先般、ある方から教えていただいて知ったところでございます。

高井委員

恐らく地元の方は、県のほうに問合せがあって、紹介をしていただいたのではないかと思っていたようではありますが、県のほうにも委員会がございますので、そのメンバーとして参加している関係上、多分、話が来たのではないかと思います。

しかし、やはりそうした個人で小さな活動をしているグループの皆さんは、いろいろなところから私たちの活動を知っていただける、認めていただけるというのは、大いなる励みになりますし、非常に喜んでおられました。

なので、これからもこういうふうないろいろな長年にわたる緻密な活動を県のほうでも把握していただいて、是非応援をしていただきたいと思います。徳島県内でも多く生態系のレッドリストと申しますか、貴重な生態系動植物について多分認定が幾つかされている希少動物・植物があると思います。特に、今県内でも絶滅の危機というか、厳しい状況に置かれている動植物などの把握をされていれば教えていただきたいと思います。

河崎環境首都課長

希少な野生動植物種の把握につきましては、複数の手法がございます。一つは、国が国内の希少野生動植物について、調査をしております。国は大体5年に一度なんですけれども、調査等を行っております。そういった中で把握されたもので、特に希少な野生動植物種、これは現在259種でございます。その内、県内で確認されておりますのは、動物が9種と植物が3種でございますけれども、これを種の保存法という法律がございますけれども、この法律に基づく保護対象ということにしております。

また、もう少し広い観点で申しますと、野生動植物種の調査を行った上で、その希少性にランク付けをいたしまして、環境省はレッドデータリストを作成をいたしまして、そのレッドデータリスト等に基づきまして、保護対策とか、その後の施策に活用するための基礎資料といたしまして、レッドデータブックなるものを、生態系、その生息状況等も加味した図書として、発行しております。これに準じまして、徳島県内の状況を更に加味をいたしまして、徳島県におきましても、徳島県版レッドデータリスト、また徳島県版のレッドデータブックを作成をいたしまして、各種の行政施策に活用する基礎資料としていところでございます。

高井委員

分かりました。その中でもかなり危機にひんしているものというのはあるのでしょうか。これから、もちろんその徳島県版のレッドデータリストに書かれている様々な動植物を守っていかなければならないだろうと思いますが、その中でもかなり、現在厳しい状況に置かれつつあるというものはありますか。それとも全部、環境の変化によりかなり厳しいだろうかと、そこら辺を分かれば教えてください。

河崎環境首都課長

徳島県の状況に照らし条例に基づき指定をいたしました徳島県指定希少野生生物で申しますと、現在動物につきましては、5種類、それから植物につきましては、10種類でございます。また、例えば、アカウミガメは、国のレッドリストでは、絶滅危惧のI B類、県版レッドリストでも絶滅危惧のI B類になっております。また、これは、河川に生息する魚類なんですけれども、オヤニラミは絶滅危惧のI A類、またスナヤツメ、ルイスハンミョウにつきましても、I A類、I B類と希少な動植物でございます。

また、ツキノワグマにつきましても、国内の状況から言いますと、希少性のランクは若干県内よりは緩いんですけれども、県内におきましては、こういったものにつきましても、絶滅が危惧されております。

高井委員

やはり、こうしたことを警鐘を鳴らしていくと言うか、是非知らせていくということも非常に大事なのではないかと思います。ただ、いろいろな天然記念物とかも輸出で持ち出されて時々捕まってニュースになったりするとおり、やはり、希少と言えは言うほど、それを取って売ろうとか、もうけようという人も出てくるようなところがありますし、植物もやはり希少であればあるほど、こっそり持って帰りたいと思う人もいるようで、持ち出しというか、持ち帰り、また、踏み荒らすとかそういうことが一番絶滅の道へ近くなってしまいますので、そうしたことをやっぱりみんなで起こさないように監視していくという活動は非常に大事だと思います。

だから県のほうでも、そうしたことに対して、是非、警鐘を鳴らす、マナーとして絶対に持ち帰らないという、持ち出さないというのは、基本は基本であります。そうしたことを強く監視する上で、言っていくということも大事だと思いますし、こうした地域の活動をしている人を、是非これからも元気付けてあげられるように応援をしていただきたいと思えます。

長尾委員

本県は下水道の普及率が最下位であるとか、浄化槽は逆に多いにもかかわらず、検査率が低いとか、清掃率が低いとかいう不名誉なことにつきましては、以前も取り上げたところでもあります。そこで、県施設で、単独浄化槽の実態報告が以前あったと思うのですが、そこについて今後どういうふうにしていくのか、お答え願いたいと思えます。

三好水・環境課長

ただいま、委員から県有施設の単独浄化槽の転換方針の質問を頂きました。県有施設に設置されております単独処理浄化槽は、現在166基あります。このうち下水道事業認可区域等で早期に下水道に接続できるものが14基、廃止予定のものが27基ございます。それを除きまして125基について、これを転換していくということへの対象施設になると思うんですけれども、この施設につきまして、各施設管理者につきましては、転換していくということで、賛同いただいております。

個々の施設について、今後最適な方法でありましたり、時期につきまして検討していただきまして、速やかな転換が図られますようお願いしているところでございます。

長尾委員

今、課長のほうから、県のそういう施設については速やかに転換をするという御答弁でありましたが、転換をすると言っても金も掛かる話でありますし、来年度の予算の中にこれを組み込む方向性になっているのかどうか御答弁願いたいと思えます。

三好水・環境課長

転換につきましては、今、財政当局のほうと折衝ということで、全体の数字とか、そのあたりは挙げさせていただいております。今後折衝していくことになると思えます。

長尾委員

是非、速やかに、不名誉なことでありますから、まず^{かい}隗より始めよで、県有施設でできていないのに、民間に、また市町村に対して言うわけにはいかない。県がやはりきちんとそこは指導性を発揮して、法律順法するということを強く重ねて言っておきたいと思いません。

それから同じく、以前も指摘しましたが、今、県の環境技術センターが、浄化槽の水質の判定表現として、適正、おおむね適正、不適正という三つのパターンで浄化槽の管理者に対して、県民に対して言っているわけですが、年1回の清掃というのが法律では義務付けられているにもかかわらず、そこをやっていない管理者に対しても、その水質についても、おおむね適正という表現がなされて返している。おおむね適正という言葉のイメージは、適正にほぼ近いことであるけれども、厳密に言えば法律に違反をしている。それを県としては、今まで長い間、それを触らないような形でやってきた。しかし、これも、今申し上げたように、県が法律を守る、率先垂範という観点で言えば、やはり適正か不適正だと、本当は答えは二つに一つぐらいだと思うんだけど。適正、おおむね適正と言うのなら、おおむね不適正とかですね、つまり、法律を遵守してないことをやっているのは、あくまで不適正なんだということを県としては、毅然と言うべきだと、このように私は思うわけですが、ここについての水質判定の見直しといったことについても、以前の委員会で指摘をしましたが、その後の検討状況はどうなのか教えていただきたいです。

三好水・環境課長

ただいま委員から、浄化槽の法定検査の総合判定につきまして、質問を頂きました。前回も申しましたように、今、浄化槽の法令に定められた年1回以上の清掃が実施されていない場合、適正、おおむね適正、不適正の三つの総合判定のうち、直ちには、不適正とはせず、外観検査及び水質検査の結果と合わせて、総合的に判断して、おおむね適正というような判定をしております。

しかしながらも委員が言われましたように、総合判定のおおむね適正という表現が、清掃を年1回以上しなくてもよいと受け取られてしまい、せっかくの法定検査の結果通知が、清掃の実施につながらないことも懸念されているところでございます。その一方で、法定検査の受検率自体も、57.9パーセント、4割以上の方が、法定検査を受検していないという状況もございます。未受検の浄化槽につきましては、清掃や保守点検の実施状況も確認できていないため、検査受検率の向上にも取り組む必要があると認識しております。

そこで県としましては、指定検査機関、環境技術センターでございませうけれども、それと当課と、直接指導を行う保健所等の担当で構成する法定検査検討会、これを、この前も申しましたけれども、11月21日に開催しまして、この会の中で、今、意見を収集しているところでございませうけれども、年度内には対応方針案として策定できるように確認しているところでございませう。

浄化槽からの適正な放流水質の確保のためには、保守点検、清掃、法定検査、この三つが設置者の義務となっておりますので、この三つの部分で、保守点検、清掃については実施率、法定検査につきましては受検率、この全てが向上するように、今後、今はおおむね

適正という表現をしておりますけれども、このあたりを今検討しているところでございます。

長尾委員

今答弁がありましたように、長い間、清掃、保守点検、そして検査という三つの立場でやってきたわけでありまして、これをある意味見直すというのは大変な作業だと思いますし、関係者の合意が必要でありますし、今指摘されたように、法定検査率だとか、そういうのが下がるというのではいけませんので、しっかり全てが正しい方向へ向かうような見直し、検討を是非お願いしたいと思います。

次に、今年は大変災害の多い年でございます。また併せて、この夏は危険な暑さがあったわけでありまして、そこでお聞きをいたしますが、まずこれは既にいろいろ聞かれて、数字はあると思うんですけれども、改めてお聞きをしますが、県内の小中高の教室の冷暖房の設置率の現状がどうなっているのか教えていただきたい。

藤本学校教育課長

県内の小中高の教室への冷房の設置率ということですが、担当課のほうの出席がないため、今手元にデータがございませんので、御了承いただけたらと思います。

長尾委員

小中の数字は分からないというのは仕方がないかなと思うけれど、高校の分ぐらい分かっていいのではないの。

勢井副教育長

先ほど申しましたように、小中に関しましては、そういう数値はまだ出ておりませんが、高等学校につきましては、普通教室に関しましては、平成30年9月1日現在、96.3パーセントとなっております。

長尾委員

教室の冷暖房化は、国としても今後やっていくということで、小中の設置率も、市町村によって差があると思いますけれども、進んでいる市町村と、そうでない所と、その数値については、後で御報告いただくか、次の2月の委員会でも構わないけれども、報告していただきたいと思います。

それで、高校の教室は96.3パーセントという話だったけれども、高校の体育館の冷暖房の設置率、設置状況というのはどうなっているのですか。

勢井副教育長

今申し上げましたのは、普通教室でございますが、体育館につきましては、まだ具体的な数値はございませんが、ただ、設置していない所が多いと認識しております。

長尾委員

設置している所は無いんだな。

勢井副教育長

申し訳ございません。設置している所のデータは今、ございませんが、非常に少ないと、無い可能性もあると認識しております。

長尾委員

なぜこんな事を聞いているかと言うと、要は今、自然災害とかいつ起きても不思議ではないと。だから小中高という学校の体育館というのは避難所になる可能性は大変大きいわけであって、高校の体育館にしてもそういう場合になるかもしれない。小中の体育館というのは何となく避難所という意識が高いのかもしれないけれども、高校だってそういう場合もあるかもしれないということでお聞きをしているわけで、高校の体育館へのそういう冷暖房の設置等について、今、県教育委員会としてはどういうふう考えているんですか。

勢井副教育長

普通教室等と異なりまして体育館というのは非常にスペースが大きいということでありまして、例えばクーラーの設置費、またその維持管理費、電気等、これが非常に多額になることが予想されます。したがって、今、例えば夏の暑い時とか行事がある場合、どうしても体育館が暑い場合とかはそれを回避して、それを省略するとか、そういう工夫をしているところもございまして、体育館への設置に関しましては、今言った経費とかそのような行事の内容も考えまして、今後慎重に検討していく必要があると考えております。

長尾委員

確かに普通教室と違って広い空間の冷暖房というのは大変な設備とかお金も要るわけでありまして、大変寒い時に温風器というのかな、ああいうのを四方に置いてやるというそういう方法もあったりはするわけだけれど、その都度その都度というよりは災害というのは本当にいつ来るか分からないわけで、その意味からすると体育館の冷暖房というのも今後検討すべきではないかと、この様に私は思うわけでございます。是非これも一つ検討する項目の中に入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

勢井副教育長

今、今後の検討課題ということでございまして、先ほども申し上げました全体的な予算とか設置費そして維持管理費、また今後の気象状況とか児童生徒の安全性そのような総合的に勘案しまして、今後の研究課題として研究してまいりたいと考えております。

長尾委員

併せてね、例えば県立の武道館とかね、いわゆる大きい空間のものがあると思うんですね。そういう所で今、冷暖房を設置している所はあるのか。

板東県民環境部長

スポーツ関係の施設を管理しているという立場で少し申し上げますと、鳴門総合運動公園で言いますと、アミノバリューホール、武道館等につきましては、空調設備を完備していきまして、あそこの施設は鳴門市の広域避難所としても活用したりしている関係もございますので、対応もそういうふうに行っていると。武道館のほうは今回のキャンプ地の誘致とかに併せまして、空調関係の施設整備を行ったところでございます。

あと徳島市にあります中央武道館につきましても、現在予算をお認めいただきまして、整備の方向で作業を進めているところでございます。

長尾委員

今、板東部長のほうから御報告のあったとおり、県のほうでそういう武道館とかが避難所になっているから冷暖房を設置していると、また設置しようとしているということもあるわけだから、同じ理屈で言えば県立高校の体育館だって、小中も同じなんだけど、こういったことを検討すべきだと改めて私は思うけれど、どうですか。

勢井副教育長

今現在、例えば段階的に整備していくと、予算等も含めまして、慎重に検討する必要があると思っております。ただ、何よりも学校におけます児童生徒の安全安心のために、安全な空間のための配慮は必要であると思っております。

例えば熱中症予防のための対応をしっかりと今後も引き続き取っていく、またその他にも含めまして、安全安心のための方策を学校で進めていくのは非常に大切だと思っております。

長尾委員

是非、生徒が熱中症で倒れるとかそんなことがないように、また今年の暑さが来年来ないとは限らないわけで、今後ますます地球の温暖化といえ、気温が上がっていく可能性が高いわけでありますから、金の問題は当然非常に難しいことはあるし、慎重に考えていただきたいと思っておりますが、県の関係のものはもう既にそうやってできている、若しくは取り掛かっているという現実があるということも知って対応していただきたいと思っております。

体育館の照明ね、小中高の体育館の照明というのが、従来水銀灯だと思うけれど、これのLED化というのはどの程度図られているのか教えてもらいたい。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、県立学校施設でのLED照明の設置状況等についての御質問を頂きました。現時点で県立学校の体育館においては、避難場所利用の観点もあり、既に全てLED照明への変更を済ませているところでございます。設置済みということでございます。

長尾委員

全てできているの。要は県立の高校の体育館全て、LEDにできているんだな。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

今の時点で私の手元にございます資料においては、避難場所に指定されている県施設においては本年度、平成30年度において、辻、三好校を済ませ、LED照明に変わっております。

長尾委員

もうちょっとははっきり言ってください。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

県立高校におきましては、LED太陽光照明灯に変更をしております。

長尾委員

要は県立高校体育館の照明は全部水銀灯からLEDに変わっているということだね。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

はい、県立高等学校については全て変わっております。

長尾委員

さっきからそういうことをはっきり言ってくれないとよく分からないんだよね。小中についても分かるかね。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

残念ながら小中につきましては、市町村の設置でございますので、手元には資料がございません。分かりません。

長尾委員

これも、同じく後日でもいいし、報告をお願いをしたいと思います。それで何か聞いたらね、水銀灯というのは、もし避難所にしても1回消したら、またつける時に時間が掛かるとか、そういう意味では本当にLEDというのは、その点は大変すばらしいという話も聞いているので、是非これも、高校はできているという話なのでいいかなと思うのですけれども、県立のさっき言った武道館とかそういったものも、今冷房はやってるけれど、天井の水銀灯のLED化というのはできていないのかな。

板東県民環境部長

すみません、手元に資料がないので、お調べしてまたお答えさせていただきたいと思うのですが、例えば鳴門の球場なんかはLED化したりとかしておりますし、部分的には進んでいるのではないかと思うのですけれども、はっきりお答えできませんので、後日御回答させていただきたいと思います。

長尾委員

一旦消すとつくのに10分ぐらい掛かるとかね、そういう意味では避難所なんかは特に生活する場だからそういったことも配慮してLED化を図るべきだと、このように要請をしておきたいと思います。

次に、以前これもこの委員会で取り上げて質問したところではありますが、いわゆる廃プラスチック問題について取組をお聞きしたいと思います。魚の中にマイクロプラスチックというのが入って、それを人間が食べるなんてことになってはいけないということで、今世界的に動きが出てきているわけでありましてけれども、過日、11月13日に国において、プラスチック資源循環戦略小委員会というのがあって、そこで環境省が提示した今後の取組方針等、プラスチック資源循環戦略案が了承されたというふうに聞いているわけでありまして。また一方で民間業者の間でもマスコミ等でも一部報道もされておりますけれども、ワンウェイプラスチックの使用廃止とか、環境負荷が少ない素材による代替えなどを、各企業の業種、特に外食産業等において自主的な取組が進められている状況でございます。

自然に帰る素材を使うとか、そんな事もやっているわけですが、こういう国とか民間業者の取組がある意味進んでいる中で、本県は環境首都という大きな名前で、環境首都とくしまを標榜しているわけでありまして。CO₂の削減目標については、全国を代表する、リードする大きな削減目標を掲げたことは評価できるわけでありましてけれども、そういう環境首都とくしまを標榜する本県として、今申し上げた廃プラスチック類の排出規制や適正処理、リサイクル、こういったことについてもCO₂削減と同じような目標を掲げるべきだと思いますし、また県民や県内の事業者に対して適切な情報提供及び啓発をすべきだとこのように思うわけでありましてけれども、県ももちろんこれまでいろいろな取組はやってきていることは承知しているわけでありまして、今後、全国をリードする意味でも、やはり全国に訴える、アピールする、そういう取組をすべきではないかと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

阿宮環境指導課長

ただいま、廃プラスチックの問題につきまして御指摘を頂きました。プラスチックごみの問題につきましては、御指摘のとおり廃棄物の適正処理、それから海洋における生態系の保全、更には地球温暖化対策等々の観点から国際的な喫緊の課題となっておりますところでございます。

御紹介がございましたが、これまで国におきましては、ペットボトル、容器包装これらの効果的、効率的な回収をはじめといたしまして、3R、いわゆるリデュース、リユース、リサイクル等の推進を図っておるところでございます。また民間事業者におきましても、既に外食産業等一部の企業におきましては、プラスチック製ストローの使用の抑制といったような積極的な取組が進められておるところでございます。

こうした中で環境省におきましては、レジ袋の有料化でありますとか、2030年までに使い捨てプラスチックの排出量を25パーセント削減するといったような目標設定を盛り込んだプラスチック資源循環戦略、この案がプラスチック資源の循環戦略小委員会では了承されたところでございます。

ただ、なお、この中身につきましては、関係省庁それから経済界とも調整を図っていた

だき、更に検討を深めていくべきであろうと思われるような多くの課題が残されておるところでございまして、実際のこれからの政策展開に当たりましては、生産、消費、分別、再生利用といったようないわゆる一連のサイクルでの体制がきちんと確立されていく必要があるだろうと考えておるところでございまして。

これらの課題を踏まえまして、現在国のほうではパブリックコメントが行われておるところでございまして、このパブリックコメントは12月28日までとなっておりますが、その後、所要の調整を経まして今年度中には環境大臣のほうへ答申がなされ、また、スケジュールといたしまして、来年6月に開催されるG20のサミットまでにはこの戦略を策定していくという予定となっておりますように聞いております。

この一方で、更に国連のほうではこの当該戦略よりも大幅に踏み込んだ内容の閣僚宣言案等がまた検討されるといったようなことも並行して進んでおりまして、県といたしましては、こうした世界レベルの議論ですとか国における展開等々、これらを十分注視しながら、まず市町村の方、それから関係事業者団体との連携強化を進めていく必要があるだろうといったことで、去る12月7日の金曜日になります、緊急で市町村の担当課長会議を開催いたしまして、各市町村に対し、今現在、報道もされておりますいろいろなことについて幅広く資料を提供し、具体的な取組として分別回収の促進ですとか、あるいは不法投棄対策の徹底ですとか、こうしたことにつきまして、情報共有、意見交換を行ったところでございます。

今後ともプラスチックごみの資源化、適正処理の推進、御指摘のありました排出抑制に係る県民の方々への啓発といったことにつきましては、しっかりとやりまして課題解決に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

今後、今説明のあったことが進んでいくんでしょうけれども、G20サミットだとか、本県では食品ロス削減の大会も行われる。そういう中で環境首都とくしまということのアピールをするためにもCO₂削減では徳島県の取組はv s 東京以上にやって、国も超えるようなことをやって識者から評価されたわけでありまして。

県内では上勝がゼロ・ウェイスト宣言というのをやったぐらいで、そういう意味からすると、本県はさすがだなと。そういう消費者庁まで呼ぼうなんていうような、そういう本県が国の動向とか他県の動向なんかを参考にし、なんて言っているようでは私はいけないと思うわけで、やっぱり一部言われているレジ袋の有料化とか、そんなことも身近に言えばあるんだけど、何か国や全国をリードするような施策、具体的なものを出さないか。結局は何かよく言われる国の動向を見てとかいう枠内でしかないのかと。もっと、何か知恵を出して、日本や世界にアピールするようなものはできないのかと、私はこのように思うところでありますが、その辺はどうですか。

阿宮環境指導課長

ただいま、環境首都とくしまとしての先進的な取組等を進めてはどうかといったような御指摘だったかと思えます。まずは、これまで県が進めてまいりました取組により一層の工夫を凝らしまして、十分な棚卸しといたしますか、やってきたことに関する取組を振り返

り、検証もし、更にまた市町村や関係事業者の方々、団体の方と連携強化も図りながら、対策の加速化を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、委員御指摘の県としての様々な目標、これを設定する上では、国における検討の推移ですとか、関係業界における自主的な取組の展開等々、これらを十分に見据える必要があるかというふうに考えております。

そうした上で、市町村における実際の処理の実情等もございますし、それから県民の方々の意識の動向といったこともございますので、これらを勘案いたしまして、御指摘を踏まえ、今後、必要に応じて検討していくこととしたいと考えております。

長尾委員

課長の説明やこれからの取組みたいなものは分かりましたけれども、決意という面では、やっぱり県民環境部の部長の決意を聞いて終わりにしたいと思います。

板東県民環境部長

先ほど課長のほうからも御答弁させていただきましたけれども、G20、まず来年度に向けて、昨日COPのほうも終わったみたいですけども、非常に環境問題全般について国際的に意識が高まっているというふうな状況でございます。

本会議の御答弁でも申し上げましたけれども、食品ロス削減ということで、来年度、全国大会を招致するというような流れもございまして、その中でも廃プラスチックの問題を特に取り上げて、しっかり取り組んでいきたいと考えています。特に3Rの流れに乗って回収される廃棄物は有効活用されていると。ペットボトルなどの8割程度は回収が進んでいるという中で、あとの2割、それから不法投棄のゴミ、レジ袋とかそういうものをどうしていくかという意識の問題の部分に強く訴えかけていく必要があると考えております。でございますので、そういう意味で啓発、そういうようなものも工夫を凝らさせていただきまして、徳島県ならではの取組につなげていけるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

長尾委員

先日、ある障がいのある方の施設を訪問しましたら、ペットボトルのシールとか、あれを全部1枚1枚剥いでやる行為を寒い中でやっている姿を見ると、本当に頭が下がる一方、車で走っていると信号なんかで止まって、分離帯の所に平気でペットボトルとかそういうのを投げ捨てて置いているのがいる。あれは県内の人がやったのか県外の人がやったのかよく分からないけれども、そういうゴミを捨てる、ゴミではないわけで、そういうものを捨てる、そういう意識の変革というか改革ということも、本当に大事なことだと思いますので、是非、そういった面についても、徳島県はどこへ行ってもペットボトルなんかを捨てる、空き缶を捨てるなんていう人はいないというような状態になってこそ、私は環境首都と言えるのではないかと思いますので、是非、関係者の御努力を期待したいと思っております。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

先ほど長尾委員より、県立高校の体育館でのLED照明化はできているかという御質問

を頂きました。私のほうからは、全ての学校でできているとお答えいたしましたが、答弁について訂正をさせていただきます。

先ほど申し上げましたのは、避難場所への外灯のLED化はできているということでございまして、体育館につきましては、照明のLED化率につきまして、照明器具の全体の数量が多く、また整備状況が、例えばある学校は校舎ができていて、体育館はできていない。あるいは建物の一部だけ使用されているなど、個々の施設ごとに状況が違っておりますので、今後調査いたしまして、改めて報告をさせていただきます。

長尾委員

今、答弁があったように、答弁については正確に言ったほうがいいよ。要は何個あって、幾ら体育館があって、その中で内訳がどうだということを、次の議会でもいいから、きちんと報告してもらいたい、このように思います。

木下委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時44分)